

平成28年 第1回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成28年1月20日(水)
午後3時00分～午後4時24分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
教育委員長 三宅 義雅
委員長職務代理 山崎 裕行
委員 西 育代
委員 田中 保和
教育長 吉原 孝
4. 出席した職員
教育部長 尾野 晋一
教育監 蛇草 真也
次長兼教育総務課長 中野 佳彦
次長兼社会教育課長 井須 浩嘉
スポーツ推進課長 一松 孝博
学務課長 松田 成史
指導課長 野間 浩一
文化財課参事 桑野 一幸
公民館長補佐 川崎 一彦
図書館長補佐 増井 良年
次長兼子ども育成課長 小林 由幸
事務局教育総務課 寺川 款
5. 議事案件
議案第1号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について
議案第2号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について
6. 報告事項 他
7. 会議録の承認及び会議の要旨
三宅委員長： 只今より、平成28年 第1回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、山崎 裕行 委員、よろしくお願いたします。まず始めに、平成27年 第12回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気付きの点がございましたらお願いいたします。

委員全員 : (意見・異議等なし)

三宅委員長 : それでは、平成27年第12回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。本日の議事に入ります。最初に議案第1号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について、事務局から説明をお願いします。

野間課長 : 議案第1号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について、指導課よりご説明申し上げます。2ページでございます。主に児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ、犯罪などの防止について、学校と警察が緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とするものでございます。警察との連携は合同補導や学警連絡会など定期的に行なわれ、情報交換し指導に役立ててまいりました。しかし、それらの連携の根拠となる書面による取り決めが行なわれていませんでした。そこで本協定を締結することにより、必要な情報を相互に連絡し合い、学校及び警察などの関係機関との適切な連携行動が可能となることが期待されます。以上、簡単に説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

三宅委員長 : 今、説明がありましたが、ご質問、ご意見などはございますか。この協定書は第13条までの内容になっていますが、資料の方で具体的な例などを示してあると思います。その辺りも含めて、何かご意見などございましたらお願いします。

田中委員 : 協定書につきましては他市でも締結していると思いますが、文面はほとんど同じか、全く一緒ですか。

野間課長 : 文面の方は、ほぼ変えていないと聞いております。

田中委員 : 大阪府警が出した文章ということですね。

野間課長 : 左様でございます。

田中委員 : 7ページの資料の方で既に締結されているところと、それから審査会〇×とありますけれども、ここをちょっと〇と×の違いを説明していただけますか。

野間課長 : 〇×の違いは情報審査会ということでございます。

田中委員 : どういうことをするのですか。

三宅委員長 : どこかにありましたね。

山崎委員 : 4ページのところの表がわかりやすいですね。個人情報保護条例に基づいた審査会ですね。

野間課長 : 左様でございます。個人情報の保護審査会でございます。諮問する場合としない場合ということでございまして、〇というのは情報・個人情報を保護審査会の方に諮問する場合でございます。×の方は個人情報審査会に諮問しない場合でございます。個人情報保護審査会の方に諮問しない方の×の方は年度当初などに児童・生徒及び保護者に対して周知を図る、理解を求める場合が必要でございます。個人情報保護審査会に諮問する場合、本制度が個人情報保護審査会において認められると、保護者の同意は必要ございません。以上となっております。

田中委員 : それで本市の場合はどちらになるのですか。

野間課長 : 柏原市の方ですけれども、市長部局の総務課に相談させていただいたところ個人情報保護審査会に諮問しないのでよいのではないかというご意見です。

田中委員 : それでは×の方になるのですね。

山崎委員 : それでは聞きたいけれども、6ページの(5)で諮問しない場合で年度当初に保護者に周知を図って理解を求めると、文書が必要になってくるね。そうすると各学校で自由に作りなさいではなく、教育委員会で作りますね。

野間課長 : はい、作ります。

山崎委員 : それを学校に配布するということですね。

野間課長 : はい、そうです。

田中委員 : 年度当初ということは、平成28年4月1日になるのですね。

野間課長 : はい、左様でございます。

吉原教育長 : この協定を結ぶにあたって、個人情報審査会に諮問するか、しなくてもいいかということですか。1度諮問すれば、それで終わりなのか。諮問しない場合は、毎年児童・生徒の保護者に周知して理解を求めないといけないのですね。諮問した場合は1度認められたら、もう未来永劫、何の手続きも要らないということですが、これはどうなのか、よくわかりません。そこまでの個人情報を扱う、流出するという恐れが、協定書からは読み取れないという判断をされていると思います。理解を求めて、いや私のところの子供がいく学校ではそんなことしてもらったら困ると言われたらどうします。

尾野部長 : 理解を求めるということですから、困ると言われてもご理解くださいということですか。

田中委員 : 先程、年度当初といわれたのですが、細かいことなのですが、7ページの表を見ると、締結日も施行日も年度当初になっていないのですが、これはどういうことですか。

尾野部長 : 年度当初というのは、あくまでも4月1日から始まる場合であって、締結した後、その施行までに周知を図るということではないかと思えます。

田中委員 : 年度当初でなくてもいいのですね。

尾野部長 : そうですね。9月8日に締結したことを受けて、10月1日施行しますという通知文書を送ると、各家庭に送るとそういう理解でいいというように考えています。

吉原教育長 : 今回の教育委員会会議で決まれば、いつ施行になるのですか。

三宅委員長 : 今日の教育委員会会議で決定した上で、実際に警察と協定書を交換しなければいけないから、その日にちによって変わってくるわけで、3月頃に締結して、4月とか5月とかの施行になるのか。議会は関係ないのですね。

吉原教育長 : 議会は関係ないです。

三宅委員長 : 議会は関係ないということなので、教育委員会会議で決めたあと、速やかに、警察との打合せしながら、協定書を締結するとき、それから実際にそれを施行させる時期、そういうのを含めて決めていただかないといけませんね。

尾野部長 : 各市の状況を見ましても、一定1ヶ月程度の猶予期間をおいているということもございますので、4月1日であれば、当然2月末までには、締結をできたということになるかと、締結日によって、施行日を決めていくということになるのではないかなど考えております。

山崎委員 : 平成28年4月1日に間に合いますかね。

野間課長 : その予定です。

三宅委員長 : 今までも警察との連携、協議会という形のものがあった、子供たちが関わるような場合は所轄の場合は、結構情報が入ったけれど所轄外の事案についての情報はなかなか把握できなかったという話は聞いているのですけれども、この協定書を締結することによって、大阪府下での情報であれば、一応は入ってくるわけですね。

野間課長 : 所轄の警察署と他の警察署と連携してと、そういう連絡が入るとなっております。

三宅委員長 : この協定書そのものは、教育委員会と締結するわけですが、このあとの例を見ていると学校への連絡という形は多くかかれていますね。教育委員会への報告ということにはなっていない気がするのです。ただ6ページの9のところ連絡対象事案について学校から教育委員会へ報告することは必要かという質問の中で、学校に教育委員会へ報告することが望ましいという表現はありますが、この辺りはどう思われますか。

蛇草教育監 : 事象の軽重によりまして、学校の方で判断してくれると思うのですが、例えば、万引きなどでも警察から学校の方に連絡が入ると思うのです。そのもちろん軽重もあると思いますけれども、それによってここに書いていただいている様に、教育委員会に報告して下さいということになると思うのです。その辺りのところ、ガイドラインといえますか、これ以上は報告しなさいというのが、今のところ決まっておりますので、他の事象ですね、いじめとか体罰的な、不祥事的な事象にせよ、今のところはできるだけ教育委員会に報告しなさいというように学校の方には今伝えている状況です。

三宅委員長 : それにならって、やはり報告してもらった方がいいと思いますよね。学校の中だけでとどまってしまうと、同じ様な例があった時の対策やそういう面での対応もやっぱり教育委員会として答弁していかなければいけないし、当然そういう方向で進めてほしいと思いますね。他に何かございませんでしょうか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

三宅委員長 : 議案第1号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員 : (異議なし)

三宅委員長 : それでは議案第1号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について、原案のとおり決定することといたします。続きまして、議案第2号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

野間課長 : 議案第2号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について、指導課よりご説明申し上げます。別紙黄色い冊子「平成27年度柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標」と「平成28年度柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標」をご用意したいと思います。その中に新旧対照表、別紙がございます。主な変更点についてご説明いたします。「平成28年度柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標」の別紙の2ページの方をご覧ください。平成27年度を平成28年度と年度の変更をしております。そ

して、普遍的な視点を持つということ、スタンダードという言葉が付記しております。あと学力調査の平成27年度の結果の概要を付記しております。そして学力調査をより経年的に分析するという、経年的という言葉が付記しております。他内容としまして、新旧対照表にありますように、人権教育と支援教育の字句の文言を変更しております。以上、簡単ではございますが、ご審議の方、よろしくお願いたします。

三宅委員長：赤字で書いてあるのが、訂正してある、改正してあるところということで、何かご意見或いは変更した方がいいというようなところあれば、ご意見いただきたいと思っております。

田中委員：4行目、スタンダードの視点のところなのですけれどもね、スタンダードの前に、例えばグローバルスタンダードの視点とかいう言い方があるのですけれども、単にスタンダードの視点という言い方があるのですか。これについて少し気になるのですけれども、違和感があります。

野間課長：学校教育現場では、主に普遍的にスタンダードという言葉は用いることが多いのでございます。

田中委員：何とかスタンダードの視点、単にスタンダードの視点でいいのですか。

山崎委員：訳すると、スタンダードの視点、どういう意味になるの。

野間課長：スタンダード、普遍的なとかです。

三宅委員長：標準化されるとかですね。

野間課長：標準化、誰でもわかりやすいとかです。

三宅委員長：グローバルを頭につけるのは違う意味ですね。

田中委員：これは違う意味なのですけれども、何かをつけてその視点だと思っております。調べてみたら何かがついているのですね。前についているか、後ろについているか、少し気になりますので、確認ということでお願いします。

三宅委員長：そうですね。このままでよければいいのですけれども、一応確認してください。

田中委員：調べてみると、スタンダードな長期的な視点とかね、何か1つついているので、後ろか前に、これだけでいいのかどうか。

三宅委員長：次に新旧対照表で例えば9ページのところで、「男女平等」が消してあるのですが、本文の方には消えてないで残っているところが数カ所あったのですが、どちらが正しいのですか。

田中委員：この新旧対照表からいくとね、まず5ページのところも違っているのです。わかる授業が11番にないのです。その次6ページですか。男女平等が残ったままです。

三宅委員長：男女平等については、もう1ヶ所ですね。

田中委員：そうですね、他にもありました。

吉原教育長：新旧対照表の方が正しいのですね。直っていないのですね。

田中委員：新旧対照表の方が正しいのですか。

野間課長：そうです。

山崎委員：これは修正していない。

田中委員 : これは修正漏れしているのです。修正しているところもある。ところで男女平等、これは何故削除したのですか。その理由はなんですか。性的マイノリティでいいのか。意味が違うからね。

三宅委員長 : そうですね、性的マイノリティは違うとは思っています。

田中委員 : 何故、削除したのですか。

吉原教育長 : 男女平等を削除したという理由です。

田中委員 : その理由があるはずなので、理由を教えてください。

蛇草教育監 : もし書くとしたら、男女差別となっていると思うのです。要するに同和問題、在日外国人、障がい者、男女平等、性的マイノリティ、ハンセン病、拉致問題、ここに書いてあるのは、いわゆる問題です。問題が書いてありますので、男女平等という表現は男女平等そのものは問題ではありませんので、そういう意味で、性的な問題、課題として性的マイノリティというのを1例としてあげていると考えています。

田中委員 : それを言うと、障がい者でも問題がついているのはおかしい、だから、削除している意味がよくわからない。

蛇草教育監 : 後ろに障がい者問題とつくわけですよ。また同和問題、同和だけでもいいと思うのですけれども、そういう捉え方です。

吉原教育長 : 後ろに問題をつければ文言として通じるようにという意味ですか。男女平等問題とは言わないか。

田中委員 : あまり言わない。男女差別ですか。

三宅委員長 : もし使うとしたら、男女差別でしょうね。

吉原教育長 : 男女差別としたら、性的マイノリティの中に含むわけですか。

田中委員 : 違うでしょう。全然、意味が違うから。

吉原教育長 : 男女差別とは違いますね。

田中委員 : だから、削除するのはわからないのです。

山崎委員 : 他のところに収れんされるから削除したわけではなくて、文言の並びとして、男女平等を削除したのか、そういう意味か。

尾野部長 : 基本的に違いますからね。

田中委員 : 違います。

三宅委員長 : ここに挙げてあるのは、何々問題という捉え方で書かれているから、そうすると男女平等問題というのは、確かに言葉上おかしいですよ。そういう意味で削除したという、これ例えば同和問題という様に入っているけれども、性的マイノリティ問題というか、ここにつけるのが正しいかどうかわからないけれど、そういう意味合いだと思っております。

山崎委員 : それで野間課長、どうなのですか。それでいいのですか。

野間課長 : はい、全部全て問題として捉えましたので。

山崎委員 : これは問題ではないから削除しようかということですか。

三宅委員長 : 人権上の問題という表現は、後ろにあることはあるのです。当然、男女平等というのは、人権にかかわることだけれども、どうなんでしょうか。

田中委員 : 入れたらおかしいです。

蛇草教育監 : 今、よく社会的性差ということでジェンダーという言葉を使いますが、それを男女平等の代わりに入れておくという話もあるのです。

山崎委員 : 男女平等でもいいのではないかなという意見もある。別に問題ないですよ。

田中委員 : そう問題ない。

三宅委員長 : ジェンダーに関することは、この後ろの方に、例えば9ページの後ろの方を見てもらうと「社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題」というのがあるから、言葉に表してはいたないけれども、そこに当然関わってくるのだとは思いますがね。

蛇草教育監 : それでは、そのまま残しておきますか。

田中委員 : 残しておいた方が良いでしょうに思います。

吉原教育長 : これ大阪府が出しているベースになる様なものはなかったですか。

野間課長 : ございます。

吉原教育長 : ありますね。それは削除しているのですか。

野間課長 : そちらの方、今こちらに資料を持ち合わせておりません。

吉原教育長 : 市町村に対して、毎年出していますね。それをなぞったわけではないのですか。

野間課長 : はい。

吉原教育長 : 人権の中に当然入っていますね。

三宅委員長 : 教育委員はこうして議論しているから、理解していきますけれども、その資料自身が一般の人が見た時に誰が見ても、理解できるという内容になっていないと、ここは抜けているというような状態では、おかしいということはあると思います。

田中委員 : 何故、削除したのかと、もともと22ページの男女平等教育基本方針、ここは初めから入っていないと、もともとタイトルが男女平等なのでね、何かそれに合わせたのかなと思ったのですが、削除すると何かその項目が要らないみたいになってしまいます。男女問題について、必要ない様に思いますけれどね。

三宅委員長 : 22ページの1のところ、大阪府の条例名が載っています。

田中委員 : 「大阪府男女共同参画推進条例」のことですね。

三宅委員長 : それに書かれていることにのっとりということだから、そのままだも問題はない様な気がします。

吉原教育長 : そうですね、それはそれでよろしいですね。

尾野部長 : それでは、戻すという形で、再度修正ということでもよろしいですか。

野間課長 : わかりました。

三宅委員長 : 全部は消していない。消してあるところあるかもしれませんが、消していない場合は、そのままでもいいです。それ以外に何かお気づきになった点はございますか。

田中委員 : 8ページの26番ですけども新旧対照表には「また」が入っていない。

西委員 : でも、文章には入っています。

田中委員 : そう何か変です。26番は何か文章が変です。それとここの8ページと合っ

ていない

野間課長 : 新旧対照表の方に「また」が抜けている。

三宅委員長 : 「また」が抜けて、冊子の方には入っている。

西 委員 : 少しつなぎ方が、おかしいです。

三宅委員長 : ここは今の点だけでいいのですか。

西 委員 : 私が目を通してみて「生きる力」のところに丸括弧書きで(教育課程の編成)、(人権教育)、(道徳教育)というものがありますよね。ここは次の文章の前ということですよ。例えば、14番を見たときに、14番を読んだ後に(道徳教育)ととってしまったのです。いえ(道徳教育)は15番のことを指しているということなのですから、何か少しわかりやすい様に、例えば6番から始まる「教育課程の編成」であったり、「道徳教育」であったり、「人権教育」、「情報教育」と書かれているところの丸括弧が文章の中の括弧書きの1つのように思われてしまうので、もう少しこうタイトル、何かわかるような強調する様な工夫が必要かと思えます。

三宅委員長 : 括弧を取ってしまって強調する様な工夫です。

西 委員 : どうしても文章の終わりの丸括弧と覚えてしまうので、これは次のことを書いているのだなというのは全体を読んでからわかるので、ここをもう少し何かわかりやすい見出し的わかりやすく書いた方がいいのではないかなと思います。

野間課長 : わかりました。見出しに太字表示にする等わかりやすく、このことについて、説明しているとわかりやすいように。

西 委員 : くくりをね、ちゃんとしてあげた方がいいのかなと思います。

三宅委員長 : 7ページのところで、1番下の行ところに(生徒指導)と来ているから、これは行を変えるとかしないといけない。

西 委員 : そうです、この様なところに(生徒指導)があるから、これは次のページのことなのですよ。1番下に来ているからおかしいと思ってね、その辺り見やすい様にさせていただいたら有り難い。

山崎委員 : これはいけないな。この位置に丸括弧はいけない。

吉原教育長 : 確かに、上の説明かと思えます。

西 委員 : 12ページの大きな2番の(11)ですけれども、幼・小・中学校園との校種間連携というのがあります。今は各中学校区毎に「保」も入っているのです。これは幼・小・中のことだけを言っています。

吉原教育長 : 保・幼・小・中ですか。

西 委員 : そうです。そのいじめとかといったことに連携することあたっては、幼・保というのが入ってきています。やはり今までは幼・小・中で良かったかもしれませんが、実際に行なわれているということもありますし、やはり幼保の連携も踏まえて、こういう形で未然にいじめとかそういったものを防ぐということで、入れるということはどうですか。駄目でしたら、それは仕方がないことですが。

三宅委員長 : これから認定こども園化が進んでくると、当然これは学校園という形になる。

西 委員 : 15ページに幼稚園のことを書いているところには、幼稚園と保育所の連携

を図りという「保育所」という文言が入っているので、入れていいのであれば、保・幼・小・中というつながりをもつての校種間での連携というのもいいのではないかなと思うのです。このいじめとか、そういうことに関しては、やはりつながっていくものかなというのを感じています。

三宅委員長： 逆にね、幼稚園、或いは保育所辺りでの、そういう「心の教育」というかそういうあれをしっかりとしていけば、上につながっていくと思うのですよ。だから、そういう意味では確かに保育所も含めていいのではないですか。

西 委員： 入れていいのであれば、入れていただいた方がいいと思います。

田中委員： 2番のくくりが学校園になっていますね。保育所、学校園ではないので、入っていないのかなと思うのです。

西 委員： 今までは全くそういうのはなかったのですけれども、ここ1、2年くらい前から、かなり幼保、認定こども園ということもあるので、すごく連携をとって色々なことをされていると聞いています。

尾野部長： 14ページの2の(10)も「幼・小・中学校園の連携」です。

西 委員： これもそうですけれども、これは支援教育のくくりなので、どうなのでしょう。実際に今は中学校区で各地域全部そうした保育所との連携というものを各学期末にしています。3回も行なわれており、必ず保育所の保育士も皆さん入っていただいていますので、大事なことかな思ったりもしています。

田中委員： これを含めるとしたら、2番のタイトルを学校園等にしてしまうかですね。

11番は「保育所を含め、幼・小・中学校園との校種間連携」と前に入れるかですね。

吉原教育長： そうですね。

田中委員： 学校ではないですからね。

西 委員： そこに少し引っかけがあって、入れていいものかどうか。

田中委員： 支援教育だから、保育所はないかな、そうですね。

尾野部長： しています。

蛇草教育監： 就学する前に学校から保育所に行ったりしています。

山崎委員： 両方とも入れたらどうですか。

尾野部長： 順番は、幼保ではなくて、保幼でいいですか。

三宅委員長： 下から順番に並べていく順番から見たら保・幼・小・中です。

尾野部長： 幼保一元化といいますね。

西 委員： そうなのです、幼保一元化といいます。

田中委員： 保育所を間に入れて「保育所や幼・小・中学校園の校種間連携」にしたなら、校園でくくることができないのです。

三宅委員長： それは12ページと14ページ、両方ともここへ「保育所や」という文言入れてもらって、そのタイトルのところ、2番の「等」を入れたらどうですか。

尾野部長： 「学校園等」ですね。

西 委員： それと13ページの3番目の○ですけれども、生徒の隣に丸括弧で「者」と書いてあるのですけれども、これはどういう意味ですか。

三宅委員長： これはわからない。

山崎委員： 間違いかな。

西委員： いるものなのですか、いないものですか。

山崎委員： どこかにつけたかったのかな。

吉原教育長： 障がい者ということなのでしょうか。

三宅委員長： 障がいのある園児にかかっている。園児・児童・生徒をひっくるめて障がい者と言おうとして、そういう表現を使ってあるのかなと思うのですけれども、何かこれ難しいですね。

吉原教育長： この「者」を入れた意味。

三宅委員長： 並べて書いてしまう場合にはもう要らない。

田中委員： 意味がないですからね。

蛇草教育監： 園児・児童・生徒より、年上の大人の障がい者も含めて、その障がい者にかかわる諸問題ということで、子供だけではなくてという意味でも、この「者」が必要であるということではないかなという把握なのです。ただ、障がいのあるという後ろに「者」というのも変な話と言えれば変な話なのです。こういう表現ってどこかで、大阪府が使っているとかはありますか。

野間課長： 確認はしておりません。

吉原教育長： これは「障がいのある園児・児童・生徒や障がい者に関わる諸問題」と、別々に書いた方がいいかもしれないね。

田中委員： そうですね、きちんと書いた方がいいですね。

吉原教育長： 意味を考えてもよくわからない。生徒の（者）とは何かと、要検討ですね。

三宅委員長： 今のところ、もう一度確認させてください。「この障がいのある園児・児童・生徒や障がい者に関わる」という形でいいですか。

田中委員： そういう趣旨で入れているのであれば、いいかと思います。

吉原教育長： 障がい者と言ったら、当然、障がいのある園児も含まれますね。

三宅委員長： 全部、入ってしまうと思うのです。

西委員： 改めて、言うことはないと思うのですけれども。

三宅委員長： 今、教育長が言われた様に子供だけではなくて大人も含めてという意味であれば、そのこの区別をしないといけないかもしれないのです。

蛇草教育監： 学校の中では障がいのある子供たちですね、この子供たち、その仲間の諸問題、それから広くはそういう社会の障がい者問題ですね、そういう辺り認識してということで、特に意識づけをするために、園児・児童・生徒という言葉を入れているのかなと思うのですけれども、この辺り、ちょっとこの表現について勉強させていただけますか。先程ご意見ありましたけれども障がい者ということで全て把握できると思いますので、そうさせていただきたいと思います。

田中委員： 進ませていただいて、新旧対照表の18ページのところですが、「通常の」と「の」をつけたのですね。「の」が3つ繋がるので、文章としてはあまりよくない。こういうのは避けた方がよい。

吉原教育長： 「通常の学級」と「通常学級」の違いは何でしょう。

田中委員： 何故、「の」をわざわざ入れたのですか。ここはどういう意図で変えられたのですか。一般的には「通常学級」と言っていますね。「の」をつけた方が何か、入れない方がいい。

三宅委員長： 前の通常の「の」は元のまま通常学級にして。

西委員： 18ページの2番ですけれども、最後のところに「引継」とありますが、送り仮名は要らないのですか。

山崎委員： 調べておいてください。

西委員： 意味は見てわかるのです。

山崎委員： 基本的には「つ」と「ぎ」が入っていると思うのです。

田中委員： 名詞の場合は抜いていても、いいかと。割と役所用語は抜いている場合がありますね。

尾野部長： 「ぎ」は要るかと思います。

三宅委員長： 3番の話に戻ります。

吉原教育長： 3番で、「通常学級等」の「等」は何ですか。支援学級と通常学級以外に何か。クラスに属さない児童・生徒、「等」というのは、何ですか。

野間課長： また、後日、ご確認させていただきたいと思います。

三宅委員長： 多分、これ要らないと思います。

田中委員： 「等」に特別支援学校は入らないのですか。

野間課長： 入りません。

三宅委員長： 一度、この「等」を確認して下さい。それからその下の「また障がいのない園児・児童・生徒が障がい児への」という「児」は「児」だけでいいのですか。児童と園児は「児」で代行できるけれども、生徒に対して「児」というのは、だから逆にここでは「者」の障がい者、どうなのですか。

田中委員： 障がい者とすると大人も入ってしまう。

吉原教育長： 先程の（者）の様な形ですか。

田中委員： 障がいのある園児・児童・生徒（者）という書き方になりますか。

吉原教育長： それも含めて、検討していただきましょうか。ここだけ「児」はおかしいですね。

蛇草教育監： 中学校は、障がい生徒。

田中委員： 障がい生徒ですね。障がいのある生徒ですね。障がいのある園児・児童・生徒です。

尾野部長： それだと障がいのない園児・児童・生徒が障がいのある園児・児童・生徒という形の方がはっきりするということですね。

三宅委員長： 他に何かございませんか。なければ18ページのところの長い文章の下から7行目「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため」とあるのですが「を」とか「する」とかという文字を入れた方が、単語ばかりがつながっているので、「インクルーシブ教育のシステム」或いは「教育システムを構築するため」という様には

できませんか。

田中委員 : その方がわかりやすいですね。

野間課長 : 「教育システムを構築するため」と、わかりました。

尾野部長 : これどこで切らせていただいたらよいのですか。例えば、「インクルーシブ教育システムの構築のため」とか「の」若しくは「を」入れたらよいということですね。

三宅委員長 : 他に何かございますか。

山崎委員 : 「学校教育基本目標ならびに重点目標」というのは、校長・教頭にはもちろん配布して、全ての先生にも配布するのですね。全員に配布するのですね。これが、教育委員会が学校を指導する、教育指導するというのは多くの場面があるので、どの場面でもできるだろうと思うのですが、年度当初に教育委員会の指針として出していくのは、これが一番大きなものですね。先生たち、みんな見て下さいよと、ちゃんと読んで下さいよと、教育委員会はこの様に考えていますよというのであったら、チャンスなのですね。私、このチャンスの時にね、去年もお話したのですけれども、学力の問題がやはり学力テスト低かったではないですか。しかも下がってきたではないですか。そうですね。年々下がってきているわけですね。運動能力、これ体力運動能力テストももうすぐ出てくるのですね。去年は2月の定例教育委員会会議で出てきましたので、もうすぐ出てくると思うのですけれども、去年は驚きましたね。柏原市のようなこんなに自然の多い学校が何でこれだけ体力が低いのか、驚いたのですね。その時もお話しさせてもらったのですけれども、何か手を打たないと駄目でしょう。このまま放っておいてね、同じことしていたのでは、駄目でしょうというお話をさせてもらった。まだ体力・運動能力は結果が出てないだろうけれども、この指導課が作って下さった赤で書いてある、これには最初の文章の2ページの下の方に、子供の体力面については全国体力・運動能力調査における結果は中学校において向上が見受けられますというのは、多分、今年の分の、我々教育委員にはまだ見せてもらってはいないのだけど、指導課がまとめた分ですね。これで少し向上しているのだということはある。少し向上したのですね。どれくらいだけ向上したのか、我々にはわからないけれど、では中学校は向上したけど小学校はどうなったのだろうと思っているのですけれども、多分駄目だったのだろうなと思っているのですね。だからね、これを作るときに、全ての先生に配布するのであったら、今こそ、この中で、この部分でもいいし、この中の部分でもいいしね。柏原市教育委員会は学力が下がっていると、段々下がってきていると、これをものすごい問題視していると、危機感持っているということを出さないといけないのと違いますか。体力もね、ここで言わないといけないのと違いますか。もし可能であれば、もう少し変えて下さいよ。それを入れ込んで下さいよ。例えば、この2ページの1番最初、指導課はこれでいい、学力の問題は理科が増えましたよと書いて、それで全国平均を下回りましたと書いてあるのですよ。これでは一緒ですよ。理科が入っただけの話であって中身変わっていない。私はこんなこと言わないで、もっと危機感を持たせてよ。ここでいけないのですよと、下がっているのですよと、だから毎年課題を克服して毎年少しずつ上がっていくように、あの学力が上向くように、みんなで努力しましょうと、やりましょうということ、これチャンスですからね、ここを出してもらいたい。それが

ら、体力の問題についてもね、中学校は伸びたかもしれません。でも小学校伸びていないかも、それはまだよくわからないけれども、ここでもね、去年の体力・運動能力調査でいうと、幼小期の多様な運動体験と運動量の確保がとても大事だというまとめをしているのです。恐らく今年も指導課はこんなまとめ方をするのではないですか。そうするとね、私は幼稚園教育の中で、或いは保育所教育の中で、もっと運動体験一杯させてあげてよということをね、ぜひどこかに書いてあげてほしい。幼稚園の教育の中でもいいし、それから体力をつくる、この例えば7ページの19番の体力向上というところにいれてもいいではないですか。ここで体力向上の中でも幼小期から多様な運動体験をさせていきますよとか、運動量をもっと確保させていくと、大阪市内の学校ではないのだから、大和川の河川敷だってあるし、あちこちあるではないですか。それから学校でも、これもお話ししたのだけでも、学校で、小学校や中学校で運動の面白さを教えなかったら誰が教えるのだと思っているのですよ。学校でね体を動かすことや運動することの面白さを、幼稚園や保育所や小学校や中学校でぜひ教えてほしい。先生たちが教えてやってほしい。教員の時に、私は大阪府教育委員会の校内研修推進校に勤務したことがあるのです。その時に器械運動を私がしましようと言って器械運動で、マットとか鉄棒とか、跳び箱とか、この様なものをさせてもらったのだけど、2年かけて子供たちに体育の時間とか、休み時間とか、放課後だとかにしたらね、マット運動などで、確か3年生だったと思うのですけれども、クルクル回るんですよ。鉄棒でもクルクル回っている。もう体が柔らかくなるし、調整力もつくしね。そのようなことをぜひやってほしい。先生たちの中には、できる人大勢いると思うし、だから教育委員会も運動能力や体力をつくるため、こんな手を打ちましたよとか先生方にここで言うのであったら、ぜひ体力をつけてあげてください。運動能力をつけてあげてくださいと、学力もつけてくださいねという話をね、随所にちりばめておいてほしい。これ、今ピンチなのですよね。だから、これをチャンスにかえて、校長先生に4月の校長会で言うではないですか。指導課は校長に向かって、今年の教育委員会は学力をものすごく危機的に思っているの、ここをこう変えました。このところを読んで下さい。体力がとても低いので、ものすごく危機感を持っているのです。ただ、ここをこう変えたのですよと。先生方にはこういう話しをしてくださいというようなね。だから、私が指導課だったらどの様なものを作ろうかなと思って考えたのだけれども、やはりね、そうしたことは抜いたらいけないだろうと、こういう新旧対照表を見せていただいたら、文章の整理をしていたいているのはわかるけど、そればかりではなくてね、やはり体力の問題とか学力の課題とかは今ピンチなのだから、これをチャンスに変えて、ぜひともね、この学校の先生たちに教育委員会はこの様に考えている。ここをとても大事に思っている。だから、平成28年度はこれをやってくださいという話を指導課の方からぜひしてあげてほしい。そういう文言に変えてあげてほしいと、こういうのが私の願いなのです。

三宅委員長： 内容について、昨年度もそうでしたけど、もう一度時間をかけて、手直しを含めて検討して進めていただくということで、継続審議にしていきたいと思います。確認や調査事項も多くありますので、継続審議にさせていただくということ、今の山崎委員のご意見も含めて、指導課の方で再検討していただくということをお願いしたいと思います。

よろしいですか。

委員全員 : (了承)

田中委員 : 少し関連して、去年も少し聞いたのですけれども、例えば大阪府が出している市町村教育委員会に対する指導助言事項というものがありますね。それよりもこれが先に前に出ているので、重点項目、1年ずれる可能性があるのです。日程的に可能であれば、それも踏まえていただいたらいいのではないかなど、指導助言事項は1月末くらいですか。

三宅委員長 : 今回は2月5日ですね。

田中委員 : 間に合いますね。

三宅委員長 : 短い期間で大変かもしれませんが、よろしくお願いします。それでは議案第2号柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正については、継続審議とすることにいたします。本日の議事案件は以上ですが、続きまして報告事項についてございましたら、お願いいたします。

松田課長 : 【評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱の一部改正】
【柏原市立学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正】についての報告

野間課長 : 【前回議案の柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針の修正】
について報告

井須次長 : 【平成28年実施成人式の結果】について報告

三宅委員長 : 今、報告いただいた内容でよろしくをお願いします。他に報告事項はありますか。

各課 : (報告事項なし)

三宅委員長 : 他に何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員 : (意見・質問なし)

三宅委員長 : それでは、他に報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成28年第2回定例教育委員会会議につきましては、平成28年2月5日(金)、午後3時00分からの予定となっておりますが、よろしいですか。

委員全員 : (了承)

三宅委員長 : 会議終了にあたりまして、山崎 職務代理よりご挨拶をお願いします。

山崎委員 : 以上をもちまして、平成28年第1回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年1月20日

柏原市教育委員